



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月29日 (月曜日) 第 2315 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する  
規則…………… (会計課) 1

### 公 告

- 財団法人道府県会館平成22年度経営状況の通知…………… (総務課) 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) … (商業支援課) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… ( " ) 7
- 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (農村整備課) 8

### 監査委員公告

- 監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 8
- 包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………15

### 選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出……………16
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨……………17
- 資金管理団体の届出事項の異動及び指定取消の届出……………20

### 内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示……………21

### 正 誤

- 平成23年 7 月 6 日付け県公報 (号外第59号) 中……………21

## 規 則

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第37号

#### 旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則 (平成元年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号 (その 1) 中「**級号**」を「**職区分**」に改める。

別記様式第 1 号 (その 2) 及び別記様式第 1 号 (その 3) 中

職 名	級号給	旅 行 者 氏 名	住 所

を

職 名	旅 行 者 氏 名	住 所

に改める。

別記様式第 1 号 (その 4) 及び別記様式第 1 号 (その 5) 中

職 名	級 号	給 付 額	旅 行 者 氏 名 コード	住 所

を

職 名	旅 行 者 氏 名 コード	住 所

に改める。

別記様式第 1 号 (その 5) の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号 (その 6)

旅行命令書 (自家用車・精算払用)

年 月 日

(決裁欄)
-------

所 属	経費負担所属	年度
所属内訳	経 費 負 担 所 属 長 印	

旅行命令番号

旅行者	職 名	番 号	職区分
	氏 名		住 所
受取人	在勤地区区分	番 号	
	氏 名		住 所

用 務	
用 務 地	

No.	旅行年月日	出発地 到着地	目的地	宿泊地 宿泊区分	旅行形態

備 考	承認事項	
	承認理由	
特記事項		

科目内訳	会計区分	予算区分	科目コード	科目名

変更伺 又は精算	(決裁欄)
内 容	

支払予定日
旅費額

別記様式第 1 号 (別紙 1) 中 「 **級号** 」 を 「 **職区分** 」 に改める。

職名	氏名	級号給

職名	氏名

別記様式第 1 号 (別紙 2) 中 を に改める。

別記様式第 2 号中 「 **級号** 」 を 「 **職区分** 」 に、 「 **移転料級区分** 」 を 「 **移転料職区分** 」 に改める。

別記様式第 3 号中

職名	級号	コード	旅行者氏名コード	住 所

を

職名	旅行者氏名コード	住 所

に改める。

別記様式第 4 号 (その 1) 中

「 **級号** 」 を 「 **職区分** 」 に、

予算計上課/事項名称
円
円
円
円
円

を

予算計上課/事項名称

に改める。

別記様式第 4 号 (その 2) 及び別記様式第 4 号 (その 3) 中

職名	級号給	旅行者氏名	住 所

を

職名	旅行者氏名	住 所

に改める。

別記様式第 4 号 (その 4) 及び別記様式第 4 号 (その 5) 中

職名	級号	コード	旅行者氏名コード	住 所

を

職名	旅行者氏名コード	住 所

に改める。

別記様式第 4 号 (その 6) 中 「 **級号** 」 を 「 **職区分** 」 に改める。

別記様式第 4 号 (その 7) 中 「 **級号** 」 を 「 **職区分** 」 に、 「 **移転料級区分** 」 を 「 **移転料職区分** 」 に改める。

別記様式第 4 号 (その 8) 中

職名	級号	コード	旅行者氏名コード	住 所

を

職名	旅行者氏名コード	住 所

に改め、同様式

の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号 (その 9)

年 月 日

旅費内訳書兼請求書 (自家用車・精算払用)

所 属	経費負担所属	年度
所属内訳	経 費 負 担 所 属 長 印	

支出命令番号

旅行命令番号

処理区分	職 名	番 号	職区分	支 出 方 法	支 払 方 法
旅行者	氏 名		住 所		
	在勤地区分				
受取人	区 分	番 号	口座振替先	金融機関	
	氏 名			預金種別	口座番号
	住 所			口座名義	
用 務					
用 務 地					

No.	旅行年月日	出発地	目的地	実測距離	調整距離	車賃	旅行雑費	宿泊料	旅行形態
		到着地	宿泊数	宿泊地		宿泊区分			
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	
			泊	km	km	円	円	円	

備 考	承認事項		旅費額	円
	承認理由		別途負担額	円
	特記事項		支払済額	円
変更理由			差引金額	円

科目内訳	会計区分	予算区分	科目コード	科 目 名	予算計上課/事項名称	金 額
						円
						円
						円

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の旅費の支払事務に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成22年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成23年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 災害共済事業

## (1) 事業実績

加入団体数	47団体
加入件数	374,613件
共済責任額	3,418,494,884千円
共済基金分担金	483,479,086円
災害共済金被災件数	403件
災害共済金	166,412,181円
災害見舞金被災件数	6件
災害見舞金	4,729,780円

## (2) 貸借対照表

(単位：円)

## ア 資産の部

## (ア) 流動資産

現金預金	590,290,404
未収分担金	64,876
未収金	760
未収収益	38,703,247
流動資産合計	629,059,287

## (イ) 固定資産

## a 特定資産

退職給付引当資産	35,202,723
減価償却引当資産	192,612,000
共済備金積立資産	19,683,980,391
地方自治振興基金積立資産	3,000,000,000
特定資産合計	22,911,795,114

## b その他固定資産

土地	632,109,666
建物	35,366,250
附属設備	7,078,306
什器備品	1,966,446
長期被災者生活再建支援事業会計貸付金	0
その他固定資産合計	676,520,668

固定資産合計 23,588,315,782

資産合計 24,217,375,069

## イ 負債の部

## (ア) 流動負債

未払金	4,556,329
賞与引当金	570,000
他会計借	3,847,017
流動負債合計	8,973,346

## (イ) 固定負債

退職給付引当金	35,202,723
共済備金引当金	19,683,980,391
固定負債合計	19,719,183,114
負債合計	19,728,156,460

## ウ 正味財産の部

(ア) 指定正味財産	0
指定正味財産合計	0
(イ) 一般正味財産	4,489,218,609
一般正味財産合計	4,489,218,609
正味財産合計	4,489,218,609
負債及び正味財産合計	24,217,375,069

## 2 機械損害共済事業

## (1) 事業実績

加入団体数	25都道府県1市
加入件数	322件
共済責任額	288,231,107千円
共済基金分担金額	347,818,539円
被災件数	4件
災害共済金額	97,500,288円

## (2) 貸借対照表

(単位：円)

## ア 資産の部

## (ア) 流動資産

現金預金	365,494,011
未収分担金	0
未収収益	10,922,459
流動資産合計	376,416,470

## (イ) 固定資産

## a 特定資産

退職給付引当資産	8,668,800
減価償却引当資産	72,240,000
共済備金積立資産	7,272,720,000
特定資産合計	7,353,628,800

## b その他固定資産

什器備品	819,165
ソフトウェア	0
その他固定資産合計	819,165

固定資産合計 7,354,447,965

資産合計 7,730,864,435

## イ 負債の部

## (ア) 流動負債

未払金	32,302,917
賞与引当金	467,000
流動負債合計	32,769,917

## (イ) 固定負債

退職給付引当金	8,668,800
共済備金引当金	7,272,720,000
固定負債合計	7,281,388,800

<p>負債合計 7,314,158,717</p> <p>ウ 正味財産の部</p> <p>    (ア) 指定正味財産 0</p> <p>        指定正味財産合計 0</p> <p>    (イ) 一般正味財産 416,705,718</p> <p>        一般正味財産合計 416,705,718</p> <p>正味財産合計 416,705,718</p> <p>負債及び正味財産合計 7,730,864,435</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成23年8月29日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>    ニトリ宮崎南バイパス店</p> <p>    宮崎市源藤町東田 597番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>    株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄</p> <p>    北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>    株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄</p> <p>    北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日</p> <p>    平成24年4月13日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>    6,760㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>    (1) 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>        建物1階部（No.1） 95台</p> <p>        建物北側（No.2） 34台</p> <p>        合計 129台</p> <p>    (2) 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>        建物北側 20台</p> <p>    (3) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>        建物南東側 105㎡</p> <p>    (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>        建物内南側 62.7㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>    (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>        開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時</p> <p>    (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>        午前9時30分～午後9時30分</p> <p>    (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>        建物敷地東側 2箇所（出入口2箇所）</p> <p>    (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>        午前6時～午後10時</p> <p>8 届出年月日</p>	<p>平成23年8月12日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>    (1) 場所</p> <p>        宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>    (2) 期間</p> <p>        平成23年8月29日から平成24年1月4日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>    (1) 提出先</p> <p>        宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>    (2) 期間</p> <p>        平成23年8月29日から平成24年1月4日まで</p> <p>11 意見書の記載事項</p> <p>    意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成23年8月29日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>    （仮称）ヒマラヤ延岡店</p> <p>    延岡市別府町4401番1 外17筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>    株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治</p> <p>    岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>    株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治</p> <p>    岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日</p> <p>    平成24年4月13日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>    2,698㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>    (1) 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>        A棟西側（No.1） 75台</p> <p>        B棟東側（No.2） 34台</p> <p>        合計 109台</p> <p>    (2) 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>        A棟南側（No.1） 18台</p> <p>        B棟北側（No.2） 15台</p> <p>        合計 33台</p> <p>    (3) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>        A棟南東側（No.1） 50㎡</p>
--	--

B棟南側 (No.2)	50㎡	(変更前) ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦
合計	100㎡	(変更後) ロック開発株式会社 代表取締役 大門淳
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量		(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
A棟内南東側 (No.1)	16.5㎡	(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
B棟南西側 (No.2)	12.0㎡	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
合計	28.5㎡	有限会社夢茶房 代表取締役 安積孝哉
7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		児湯郡新富町大字新田1113番地14
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		株式会社西村一新堂 代表取締役 西村一日
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時30分		日向市上町15番4号
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎
午前8時30分～午後10時		宮崎市柳丸町 156番地1
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		株式会社コックス 代表取締役 荻原久示
建物敷地西側及び南東側 4箇所 (出入口4箇所)		東京都江東区新大橋一丁目8番11号
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		株式会社熱田本店 代表取締役 熱田民恵
午前9時～午後8時		宮崎市桜ヶ丘町8番7号
8 届出年月日		日吉だんご有限会社 代表取締役 日吉廣美
平成23年8月12日		日向市東郷町山陰1007番地4
9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間		株式会社ミヤコ 代表取締役 淵上照弘
(1) 場所		福岡県福岡市早良区城西三丁目21番1号
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター		株式会社ぶーけ 代表取締役 土井素直
(2) 期間		福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号
平成23年8月29日から平成24年1月4日まで		株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二
10 意見書の提出先及び期間		福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号
(1) 提出先		株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋義雄
宮崎県商工観光労働部商業支援課		宮崎市橋通東三丁目5番24号
(2) 期間		株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役 広瀬舜一
平成23年8月29日から平成24年1月4日まで		大分県大分市萩原一丁目18番2号
11 意見書の記載事項		株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 本郷譲
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。		福岡県大野城市久保一丁目2番1号
		株式会社出先 代表取締役 出先秀樹
		延岡市春日町二丁目8番3号
		株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
		広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
		株式会社マックハウス 代表取締役 栗原勝利
		東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号
		株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男
		東京都杉並区成田東四丁目39番8号
		株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝
		熊本県熊本市水前寺六丁目1番38号
		株式会社明林堂書店 代表取締役 林新太郎
		大分県別府市山の手町15番15号
		株式会社フォワード 代表取締役 田島幹洋
		延岡市平原町五丁目1492番8号
		株式会社ドウ・ヨネザワ 代表取締役 米澤義一
		熊本県熊本市若葉一丁目2番1号
		(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
		福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
		有限会社夢茶房 代表取締役 安積孝哉
		児湯郡新富町大字新田1113番地14
		株式会社西村一新堂 代表取締役 西村一日
		日向市上町15番4号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。		
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。		
平成23年8月29日		
宮崎県知事 河野俊嗣		
1 大規模小売店舗の名称及び所在地		
ロックタウン日向		
日向市大字日知屋字古田町61-1		
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
ロック開発株式会社 代表取締役 大門淳		
東京都千代田区神田佐久間河岸67		
3 変更した事項		
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名		

株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎  
 宮崎市柳丸町 156番地 1  
 株式会社熱田本店 代表取締役 熱田民恵  
 宮崎市桜ヶ丘町 8 番 7 号  
 日吉だんご有限会社 代表取締役 日吉廣美  
 日向市東郷町山陰1007番地 4  
 株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二  
 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号  
 株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋義雄  
 宮崎市橋通東三丁目 5 番 24号  
 株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役 広瀬舜一  
 大分県大分市萩原一丁目18番 2号  
 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久  
 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番 1  
 株式会社出先 代表取締役 出先秀樹  
 延岡市春日町二丁目 8 番 3 号  
 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14号  
 株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司  
 東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号  
 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男  
 東京都杉並区成田東四丁目39番 8 号  
 株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝  
 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 番 38号  
 株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇範次  
 大分県別府市山の手町15番15号

4 変更の年月日

- (1) 平成22年 5 月 27日
- (2) 平成22年 2 月 22日

5 変更した理由

- (1) 建物設置者の代表者交替のため
- (2) 小売業者の退店、入替及び代表者名を変更したため

6 届出年月日

平成23年 8 月 10日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年 8 月 29日から平成24年 1 月 4 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年 8 月 29日から平成24年 1 月 4 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成23年 8 月 29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
日向市	日向市	比良	日向市	土地改良総合整備事業	平成 2 年 3 月 30日
日向市	日向市	富島 1 期	日向市	元気な地域づくり交付金事業	平成21年 3 月 24日

監査委員公告

平成23年 3 月 24日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 8 月 29日

宮崎県監査委員 宮本 尊  
 宮崎県監査委員 山口 博  
 宮崎県監査委員 外山 衛  
 宮崎県監査委員 宮原 義久

1 県の機関を対象とした定期監査

(1) 市町村課

【監査の結果】

政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料について、証紙に消印がないなど証紙収納事務が適正に行われていないものが散見された。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

事務分掌に「証紙の消印に関すること」を加えることで証紙の消印をする者を明確にするとともに、証紙の消印に当たっては、宮崎県収入証紙条例施行規則に規定されているとおり、証紙を再度使用できないように台紙と証紙にかけて消印を明瞭に押し、消印後は担当リーダーが確認することとした。

(2) 総務事務センター

【監査の結果】

旅費の支出について、重複しているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本庁の職員に係る旅費は、財務電算システムにより、各所属が旅行命令の決裁を行った後に、総務事務センターに送付され、総務事務センターの職員が支出調査を作成している。



今回の案件は、工事検査課の職員が全く同一行程の旅行命令書を2件重複して作成し、総務事務センターに送付してきたにもかかわらず、重複に気づかず、その2件の旅行命令に係る旅費を支出したことにより指摘を受けたものである。

その要因は、支出調書作成時に旅行命令の重複チェック体制が不十分であったことによるものであり、今後は、電算システムによるチェック機能の導入や関係課との連絡体制を密にするなど、旅費の重複支給防止のチェック強化を検討することとした。

なお、当案件に係る旅費は、事実確認後、速やかに戻入手続を行い戻入済みである。

### (3) 医療薬務課

#### 【監査の結果】

- ① 地域災害医療センター施設・設備整備費補助金等について、交付決定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 小児科専門研修医症例研究事業委託及び研修医受入強化事業委託について、委託契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

#### 【講じた措置】

- ① 指摘後、直ちに事務処理を行った。  
今後は、交付決定事務の未処理がないか、複数回確認する等、進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。
- ② 平成23年度分の小児科専門研修医症例研究事業委託及び研修医受入強化事業委託について、当該事業に係る予算成立後、直ちに委託予定先と委託内容の協議を行い、年度当初に契約を締結するよう改善した。

### (4) 健康増進課

#### 【監査の結果】

8020運動推進特別事業委託等について、事業計画書等の提出承認が行われていないものや契約書作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

#### 【講じた措置】

委託契約の相手方に対し、事務手続の流れについて、今後、適切な時期に、適正な手順で事務処理を行うよう文書で要請し、相手方の了承も得た。

### (5) 児湯福祉事務所

#### 【監査の結果】

旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

#### 【講じた措置】

旅行雑費が重複して支給されていたのは、手書きの「旅行命令書(公用車使用等)」とパソコン処理の「旅行命令書」の照合が不十分であったため生じたものであり、事務局監査後直ちに

関係書類のチェックと戻入手続を行い、1月26日に該当職員の戻入を完了した。

今後は、このようなことがないように内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努める。

### (6) 中央保健所

#### 【監査の結果】

犬の返還手数料等について、指定金融機関への現金払込みが遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

#### 【講じた措置】

従来から、月曜日から金曜日までの収納金額が1万円以下の場合、収納した週の金曜日に金融機関へ払い込むこととする通知に基づく取扱いとしていたところであるが、本件は金曜日に払い込むべきものが翌週の払込みとなったものである。

指摘を受けた後、収納金額にかかわらず宮崎県財務規則第44条第3項の規定に基づき、現金収納当日に払い込む方法によることとした。

### (7) 日南保健所

#### 【監査の結果】

旅費について、鉄道運賃の算出誤りにより過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

#### 【講じた措置】

事務監査終了後、当該職員(2名)に過払いとなっている旨を通知するとともに、速やかに平成23年1月13日に当該職員(2名)に対し戻入命令を行い、1月17日に領収した。

### (8) こども療育センター

#### 【監査の結果】

- ① 被服の貸与について、職員の被服貸与規則に定められた被服貸与簿等が作成されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ② レントゲンCRシステム保守業務委託等の精算払の方法について、契約内容が適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

#### 【講じた措置】

- ① 未作成の被服貸与簿については、直ちに整理し作成を行った。  
当該措置後は、「職員の被服貸与規則」に基づき、事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図った。
- ② 当該保守業務委託等の契約書については、業務委託期間完了後に最終の精算支払を行うよう、次回の業務委託契約の契約書の内容を変更することとした。  
併せて、会計事務の適正化について徹底するよう職員に周知を図った。

### (9) 精神保健福祉センター

**【監査の結果】**

「九州・沖縄・山口一斉電話相談」業務委託について、事業実績書等の事業費の確認を行わないまま委託料の額の確定を行っていた。善処を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

委託先事務所に出向き実地調査を行い確認した。今後、契約書及び仕様書について、具体的業務内容や提出すべき書類等の記載について見直しを行う等により、支出事務の改善を図ることとした。

(10) 環境管理課

**【監査の結果】**

未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業業務委託について、契約事務が遅れていた。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

委託先のNPO法人と、本事業を効率的・効果的に執行するための詳細な仕様を決定するのに時間がかかった。  
このようなことから今後は、当該法人との協議を早めに行い、契約事務に遅れが生じないように努める。

(11) 循環社会推進課

**【監査の結果】**

公用車の管理について、道路運送車両法に定められた法定定期点検整備を実施していないものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）

**【講じた措置】**

指摘のあった22年度分の法定定期点検整備（12カ月定期点検）については、すみやかに実施した。  
今後は、法定定期点検整備を確実に実施するために、運行管理簿に次回の法定定期点検や車検の期日を明記するとともに、年度当初に課の行事予定に法定点検等の期日をスケジュールとして入れ込むこととした。

(12) 工業技術センター

**【監査の結果】**

- ① 委託により製作された試験研究用物品について、物品受入手続の行われていないものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 植栽維持管理業務委託について、出来高計算を誤っていた。  
また、実施報告書が契約書で定める期限内に提出されていないものがあった。留意を要する。（注意事項）
- ③ 電気・機械設備等管理保守（運転監視）業務委託について、保守点検計画書の提出及びその承認が行われないうまま保守点検業務が実施されていた。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

- ① 委託により製作された試験研究用物品については、生産物台帳に登録し、適正に管理を行うこととした。
- ② 今後、委託業務の支払時等において、内部でのチェックを徹底し、誤りを未然に防止する。  
また、実施報告書についても、今後、契約書に定める内容に沿って提出がなされるよう徹底する。
- ③ 当該委託業務の契約相手方に対しては、直ちに保守点検計画書の提出を依頼し、提出のあった計画書については、内容を審査の上、承認通知を行った。  
今後は、計画書の提出及び承認に漏れないように、内部でのチェックを徹底することとした。

(13) 農村整備課

**【監査の結果】**

土地改良区統合整備推進事業補助金について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。（指摘事項）

**【講じた措置】**

今後は、速やかに交付決定事務を行うとともに、適切な補助金等の執行管理を行うよう、職員に周知徹底を図った。

(14) 漁港漁場整備課（現所属：漁村振興課）

**【監査の結果】**

浮魚礁無線機器等保守点検業務委託について、点検が実施計画より大幅に遅れているとともに、実施された簡易点検の結果報告が行われていなかった。善処を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

委託業者に対し速やかに簡易点検実績報告書を提出するよう指導し、報告書の提出を受けるとともに、直ちに委託内容の検査を実施した。  
今後は、委託業務の進行管理を厳密に行い、適切な事務処理に努める。

(15) 西諸県農林振興局

**【監査の結果】**

- ① 森林整備業務委託について、契約締結期限内に契約が締結されていないものがあった。留意を要する。（指摘事項）
- ② 物品の損傷事故について、財務規則に定められた亡失損傷報告書が提出されていないものがあった。留意を要する。（指摘事項）
- ③ 林地荒廃防止事業二八の下地区工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

- ① 契約締結期限内に締結されるよう、入札公告に契約締結期限等を示した文書ファイルを追加して周知することとした。

② 損傷状況を確認の上、主管課を経由し報告書の提出を行った。

今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。

③ 当該二八の下地区工事における一部の工事について、請負業者からの協議を受け、設計変更で対応することとしていたが、実際の施工が設計変更を行う前に完了したことから、結果的に指示書未作成の状態となったものである。

今後は、さらなる現場状況の適確な把握に努め、遺漏のないよう指示書を作成するなど、適正な事務処理に努める。

(16) 総合農業試験場

【監査の結果】

中山間地域における新品目導入・栽培技術確立に向けた現地試験事業に関する業務委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

契約事務に遅延が生じないよう契約事務一覧表を作成し、組織的な進行管理を図ることとした。

(17) 串間土木事務所

【監査の結果】

① 草刈業務委託について、除草箇所の追加があったにもかかわらず、変更契約を締結しないまま部分払を行っていた。留意を要する。（指摘事項）

② 情報開示請求に伴う収納金について、領収証に記載すべき領収証番号を記載していなかった。

また、調定日を誤っているものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

① 今後、除草箇所の追加があるときには、請負業者へ書面（指示書）をもって指示するとともに、変更図面を作成し変更契約をすることとした。

② 領収証の記載については、関係規則の周知徹底を図り、適正な事務執行を図ることとした。

また、調定については、処理状況を複数の職員で随時確認し、再発防止を図ることとした。

(18) 高鍋土木事務所

【監査の結果】

宮崎高鍋線歩道設置工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

今後は、変更に係る監督員指示書の作成漏れがないよう所内への周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

(19) 日向土木事務所

【監査の結果】

① 河川法に基づく工作物の新築等の許可について、着手届及び完了届のないものが散見され、検査も実施されていなかった。善処を要する。（指摘事項）

② 旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

③ 権原原谷川地区通常砂防工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

④ 屋外広告物更新許可について、許可期間を誤っているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

① 着手届及び完了届が未提出となっている申請者については、文書や電話等による督促に努めている。

今後、新たな申請があつた場合は、着手届や完了届の提出指導を行うとともに、完了検査を適正に実施する。

② 今後、一日に複数回出張した場合に旅行雑費の調整もれが起こらないよう、チェック体制を強化する。

また、今回、指摘のあつた重複支給については、速やかに是正を行った。

③ 監督員指示書の取扱いに関して、所内会議で統一的な考え方の整理を行った。

今後、当該指示書の作成漏れが起きないようにチェック体制を強化する。

④ 今後、更新許可案件についても、新規と同様の内容審査を行うため、チェックリストを作成するなど審査体制を強化する。

また、今回、指摘のあつた案件については、速やかに是正を行った。

(20) 延岡土木事務所

【監査の結果】

トンネル内壁清掃業務委託契約について、変更契約書に記載する工期を誤っているものがあつた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

該当する変更契約書については、正しい工期に訂正するとともに、書類の精査時には十分に内容を確認するよう所内への周知を図った。

(21) 工事検査課

【監査の結果】

旅行命令書について、重複しているものや旅行日を誤っているものがあつた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

重複して支払った旅費については、返還手続を行った。

今後、このような誤りが生じないよう、旅費担当者、課長補

<p>佐等の複数の職員が旅行命令書と旅行日程表との照合を厳密に行うこととした。</p>	<p>る。（注意事項）</p>
<p>㉒ 教育研修センター</p>	<p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、生産物の処分（売却）の前に行うべき報告が遅れていたものである。                  また、収穫時に行う生産物台帳への登記が売却時に行われていたものである。                  今後は、処分前に報告を行うとともに、生産物台帳への登記を収穫時に確実にを行うよう、見直しを行った。</p>
<p><b>【監査の結果】</b>                  冷暖房運転保守管理業務委託について、契約締結期限内に契約が締結されていないものがあった。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>㉓ 都城農業高等学校</p>
<p><b>【講じた措置】</b>                  財務規則第 131条の規定により、入札の落札者は落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなければならないが、当該業務委託契約については 12 日後に契約していたものである。                  今後、契約締結期間内に契約が締結されるよう財務規則の内容を周知徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>	<p><b>【監査の結果】</b>                  旅費について、鉄道運賃及び旅行雑費の計算誤りにより支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>
<p>㉔ 宮崎東高等学校</p>	<p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、県外旅行の旅費計算の際に、旅行雑費の積算及び鉄道運賃の集計を誤ったため支給不足となっていたものである。                  監査指摘後、速やかに旅費の追給の手続を行った。                  今後は、正確な旅費計算の徹底や事務処理体制の改善により、適正な事務処理に努める。</p>
<p><b>【監査の結果】</b>                  地下埋設物に係る公有財産使用料について、調定額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>㉕ 都城商業高等学校</p>
<p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、平成 16 年度中に申請のあった教育財産に係る公有財産使用料について、許可した際に使用料の算定を誤って調定を行い、収納不足となっていたものである。                  不足分は直ちに追加調定し収納を行ったが、今後は使用料算定の根拠の確認徹底と、チェック体制の強化を図り適正な事務を行うこととした。</p>	<p><b>【監査の結果】</b>                  物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず二者以上から見積りを徴取することなく、定期的に同一業者と 10 万円未満の随意契約を行っているものがあった。留意を要する。（注意事項）</p>
<p>㉖ 宮崎南高等学校</p>	<p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、印刷機用の消耗品について、その都度同一業者より随意契約で購入を行っていたものである。                  今後については、この消耗品は年間を通して必要なことから、事前に複数の業者から見積りを徴取し、単価契約により購入することとした。</p>
<p><b>【監査の結果】</b>                  準公金について、売店会計等の事務処理に適当でないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>㉗ 妻高等学校</p>
<p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、売店会計において、通帳への入金日と出納簿への登記日が異なっていたものや、PTA 後援費特別会計において、長期間現金を金庫に保管していたものである。                  これらは事務処理の誤りや遅滞が原因であるため、今後、通帳への入金日と出納簿への登記日は同一日とすることや、現金が生じた場合は、即日通帳に入金する等速やかに処理することを関係職員へ周知徹底し、準公金については、宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づく厳正な管理及び取扱いに努めていく。</p>	<p><b>【監査の結果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 旅費について、鉄道運賃の算出誤りにより過払いとなっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</li> <li>② 体育館渡り廊下鉄部塗装工事について、請負業者に対する監督員選任通知書が作成されていなかった。留意を要する。（注意事項）</li> </ol>
<p>㉘ 日南農林高等学校（現所属：日南振徳高等学校）</p>	<p><b>【講じた措置】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本件は、県外旅行の旅費の鉄道運賃の計算の際に、2 枚切符で積算すべき区間を誤って通常運賃で積算していたことにより過払いとなっていたものである。                  監査指摘後、速やかに旅費の戻入の手続を行った。                  今後は、正確な旅費計算の徹底やチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</li> </ol>
<p><b>【監査の結果】</b>                  穀物類の生産物について、処分に係る事務処理の遅れているものが見受けられた。                  また、生産物台帳への登記の時期を誤っていた。留意を要す</p>	

② 工事の執行に当たっては、複数の職員でのチェックを行うなどチェック体制を強化するとともに、地方自治法、県財務規則、県工事請負契約約款等の根拠規定に定められた必要書類の確実な作成を徹底していくこととした。

㉔ 西都商業高等学校

【監査の結果】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、保護者負担共済掛金の徴収手続が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金を、私費会計である教育後援会会計の中から一括して納付していたものである。

平成23年度からは、この独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金については、教育後援会会計とは別に口座振替により徴収することとした。

口座振替後はただちに現金払込書により県の歳入に納付し、あわせて財務規則に基づく現金出納簿への記帳及び現金出納計算書を作成することとし、適切な事務処理に努めることとした。

㉕ 高鍋農業高等学校

【監査の結果】

宮崎茶「角太郎」ペットボトル製造業務委託について、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

会計事務上必要な書類を十分に確認しなかったことが原因であった。

今後は、適正な事務処理を徹底するためチェック体制を整備するなど確認体制の強化を図っていくこととした。

㉖ 都農高等学校

【監査の結果】

- ① 準公金について、会計事務取扱規程や出納簿が整備されていないなど、取扱いが適正でないものが散見された。善処を要する。（指摘事項）
- ② 概算払した旅費について、旅行完了後の精算手続が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 準公金については、会計事務取扱規程や出納簿を整備しなければならないが、これらを整備していないものがあった。

本校で管理する全ての準公金について、会計事務取扱規程や出納簿を整備し改善を図ったところであり、今後も宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づく厳正な管理及び取扱いに努めていく。

② 概算払した旅費で旅行完了後1週間以内に精算を行う必要があるものについて、精算手続が遅れていたものがあった。

今後は、適切な時期に旅費の精算手続を行うようにするため、管理体制の整備を図る。

㉗ 延岡青朋高等学校

【監査の結果】

① 概算払した旅費について、同額精算の場合に必要なとされる所属長確認の行われていないものが散見された。

また、戻入等の精算手続の遅れているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

② 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、保護者負担共済掛金の徴収時期を誤るなど、徴収事務が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

① 旅費の同額精算の場合に必要なとされる所属長確認がなされていないものについては、すべての書類を速やかに確認し事務処理を行った。

今後は、適切な時期に正確な旅費の精算を行うことを徹底するとともに、チェック体制を強化し再発防止に努める。

② 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収を、私費会計の徴収時期に合わせて行っていたものである。

今後は、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金については、私費会計とは別に、正しい徴収時期に現金で徴収し、ただちに現金払込書により県の歳入に納付し、あわせて財務規則に基づく現金出納簿への記帳及び現金出納計算書を作成することとし、適切な事務処理に努めることとした。

㉘ 延岡商業高等学校

【監査の結果】

電柱敷に係る公有財産使用料について、調定額を誤っているものがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、電柱敷に係る公有財産使用料について、使用料の算定を誤って調定を行い、収納不足となっていたものである。

不足分は直ちに追加調定し収納を行ったが、今後は使用料算定の根拠の確認徹底と、チェック体制の強化を図り適正な事務を行うこととした。

㉙ 富島高等学校

【監査の結果】

物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず二者以上から見積りを徴収することなく、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものがあった。留意

<p>を要する。（注意事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、印刷機用の消耗品について、その都度同一業者より随意契約で購入を行っていたものである。                  今後については、この消耗品は年間を通して必要なことから、事前に複数の業者より見積りを徴取し、単価契約により購入することとした。</p>	<p><b>【監査の結果】</b>                  花壇撤去工事について、内容の変更があったにもかかわらず、設計額を算出することなく変更契約を締結していた。留意を要する。（注意事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、工事内容の変更に関して、業者と協議した内容に係る設計額の積算を行わないまま変更契約を締結していたものである。                  今後は、変更契約に際しては協議内容を踏まえて、主管課である財務福利課とも十分協議を行いながら設計額を算出することとし、併せて学校内でのチェック体制の強化を図ることとした。</p>
<p>35 日向高等学校</p> <p><b>【監査の結果】</b>                  通勤手当について、月の全日にわたって通勤実績のない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。（注意事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、連続した複数の月に通勤実績がない職員について、確認不足のため通勤手当の支給停止の開始月を誤っていたものである。                  監査指摘後、速やかに該当月の手当額の戻入手続を行った。                  今後は、給与支給事務に係るチェック体制を強化し、事後確認を徹底することにより再発防止に努める。</p>	<p>2 県の機関を対象とした随時監査</p> <p>(1) 水産試験場</p> <p><b>【監査の結果】</b>                  非常勤職員等の休暇取得申請について、承認の決裁がなされていなかった。善処を要する。（注意事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、非常勤職員の休暇取得承認において、口頭により休暇確認を行ったままで、休暇処理簿による承認決裁がなされていなかったものである。                  監査指摘を受け、直ちに承認決裁を行った。また、再発防止のため、職員に休暇取得申請手続を徹底させ、申請の都度承認決裁を行うとともに、適宜、事務処理状況を点検確認することとした。</p>
<p>36 みやざき中央支援学校</p> <p><b>【監査の結果】</b>                  印刷機賃貸借契約について、貸主が指定する消耗品等を使用することを契約条件として、賃借料を無償とする契約を締結していた。善処を要する。（指摘事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  本契約は、印刷機本体に係る消耗品の購入について、貸主が推奨する消耗品に特定することを条件に印刷機本体の賃借料を無償とする契約内容であった。                  このため、当該契約を解消するとともに機器を貸主に返却した。また、印刷機用の消耗品については、複数の業者より見積りを徴取し、単価契約を行った。                  今後は、宮崎県財務規則の規定に基づく適切な事務処理を徹底していく。</p>	<p>(2) 高岡土木事務所</p> <p><b>【監査の結果】</b>                  郵便切手の管理について、出納簿記載数と現物数の不突合があるなど適正に行われていなかった。善処を要する。（注意事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  郵便切手の管理については、12月に多量の郵送等があり、出納簿に誤った転記をしていたために、不突合があつた。                  今後は、日々の現物確認を行うとともに、月初めには他の会計員により出納簿との確認を行い、適正な事務処理に努めていく。</p>
<p>37 都城きりしま支援学校</p> <p><b>【監査の結果】</b>                  公有財産貸付料について、調定事務が遅れているものがあつた。留意を要する。（注意事項）</p> <p><b>【講じた措置】</b>                  本件は、校長住宅にかかる公有財産貸付料について、入居許可後速やかに調定すべきものが遅れていたものである。                  今後は、事務室内でのチェック体制の強化を図り、事務の進行管理をより厳密に行い、適正な処理に努めることとした。</p>	<p>(3) 中部港湾事務所</p> <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>① 宮崎港浮棧橋使用料等について、財務規則に定められた滞納整理票が作成されていなかった。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>② 植栽年間管理業務委託について、契約書に定めのない部分払を行っているものがあつた。留意を要する。（注意事項）</p>
<p>38 日向ひまわり支援学校</p>	

## 【講じた措置】

- ① 財務規則で定められた滞納整理票を作成した。  
 今後は、財務規則の内容の周知徹底を図り、適正な事務の執行に努めることとした。
- ② 年間数回実施の必要がある植栽管理について、実施毎に支払を行っていたが、誤って精算払のみの条項のある契約書を交わしていたものである。  
 今後は、適正な事務の執行に努めることとした。

## (4) 美術館

## 【監査の結果】

図録販売に伴う収納金について、指定金融機関への払込みの遅れているものがあった。留意を要する。（注意事項）

## 【講じた措置】

本件は、収納した図録販売代金について、事務の遅滞により指定金融機関への払込みが遅れたものである。  
 今後は、金庫内の収納金の保管状況を関係職員で毎日確認し、収納があった場合は指定金融機関に払い込むよう徹底する。

平成22年4月8日付で公表した平成21年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月29日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
 宮崎県監査委員 山 口 博  
 宮崎県監査委員 外 山 衛  
 宮崎県監査委員 宮 原 義 久

## 1 包括外部監査の特定事件

指定管理者制度の運用状況について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

## (1) 観光推進課

ア 県営国民宿舎えびの高原荘、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設

## 【監査の結果】

引継書について

引継書により新旧指定管理者相互で責任を明確に確認し、組織としての引継ぎが行われるよう県は指導すべきである。

## 【講じた措置】

引継書について

新旧指定管理者とも協議を重ね、引継項目、実施時期、実施手順等を明確にし、責任のある者による文書等での引継ぎが適正に実施されるよう助言指導を行った。

特に、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行うなどの改善措置を講じた。

## (2) 都市計画課

ア 県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園

## 【監査の結果】

応募者説明会について

亜熱帯植物園の管理は他の公園の管理とは異なるものと思われるため、個別の説明が必要ではなかったのか。

## 【講じた措置】

応募者説明会について

第三期指定管理者の募集に当たっては、各公園ごとの施設の特徴、管理運営上の基本的な考え方について、十分な理解が得られるよう説明を行った。

イ 県立平和台公園、宮崎県総合文化公園

## 【監査の結果】

地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

できる限り、第三者による評価委員会等によるモニタリングを受けることが望ましい。

## 【講じた措置】

地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

第三者による評価委員会等の設置など、モニタリングのあり方等について、関係機関と検討することとした。

ウ 県立阿波岐原森林公園

## 【監査の結果】

地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

できる限り、第三者による評価委員会等によるモニタリングを受けることが望ましい。

## 【講じた措置】

地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

第三者による評価委員会等の設置など、モニタリングのあり方等について、関係機関と検討することとした。

エ 特別史跡公園西都原古墳群

## 【監査の結果】

地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

できる限り、第三者による評価委員会等によるモニタリングを受けることが望ましい。

## 【講じた措置】

地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

第三者による評価委員会等の設置など、モニタリングのあり方等について、関係機関と検討することとした。

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第58号**

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 8 月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
武田政英後援会	村 上 正 勝	武 田 真由美	串間市大字奈留5348	平成23年 6 月 1 日
國盟政経塾	米 原 紘 一	水 崎 和 子	宮崎市大字芳士1024- 3	平成23年 6 月 2 日
宮崎県 J F 漁業政治連盟	丸 山 英 満	妹 尾 秀 彦	宮崎市港 2 丁目 6 番地	平成23年 6 月21日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第五支部	会 計 責 任 者	福 田 順 一	今 村 恒 憲	平成23年 6 月 1 日
公明党宮崎第一総支部	会 計 責 任 者	木 戸 由 美 子	横 山 良 範	平成23年 6 月13日
自由民主党都城支部	主たる事務所の所在地	都城市姫城町12街区 7 号 サコマ姫城ビル 2 B号室	都城市八幡町11- 14	平成23年 6 月20日
自由民主党延岡支部	代 表 者	木 本 宗 雄	児 玉 智 男	平成23年 6 月23日
	会 計 責 任 者	佐 藤 雄 二	吉 岡 宜 彦	

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
秀栄会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町 2 丁目 2 番 1 号衆議院第 1 議員会館 725号室	宮崎市堀川町 8 番地	平成21年11月 6 日
	会 計 責 任 者	植 村 伸 子	原 田 幸 村	
外山三博後援会	会 計 責 任 者	篠 崎 勝 英	松 原 邦 代	平成23年 6 月 1 日
鴨川義見を育てる会	代 表 者	薬 師 寺 満 洲 國	坂 東 純 一 郎	平成23年 6 月 3 日
秀栄会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体	法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体	平成23年 6 月 6 日
宮崎県歯科医師連盟延岡支部	代 表 者	山 本 敦	岩 木 秀 文	平成23年 6 月 3 日
	会 計 責 任 者	斎 藤 英 二	山 本 敦	
新生小林市を実現する会	主たる事務所の所在地	小林市細野 102	小林市水流迫1084- 1	平成23年 6 月 8 日
	代 表 者	柳 康 美	大 嶋 剛	
新しい串間をつくる会	会 計 責 任 者	岩 下 ア ヤ 子	鈴 木 臣 子	平成23年 6 月 9 日
安田修後援会	代 表 者	神 戸 誠	白 木 貢	平成23年 6 月10日
国貞章後援会	会 計 責 任 者	山 田 教 恵	黒 木 健 博	平成23年 6 月10日
前田公友後援会	代 表 者	前 田 公 友	上 西 保	平成23年 6 月13日
佐藤紀子後援会	主たる事務所の所在地	都城市蓑原町1922- 3	都城市金田町2082- 6	平成23年 6 月13日



宮崎県社会保険労務士政治連盟	代 表 者	藤 原 昭 公	金 丸 憲 史	平成23年 6 月14日
	会 計 責 任 者	津 野 秀 樹	橋 口 剛 和	
踏ん張るMIYAZAKI	代 表 者	真 方 宗 一	大 山 忠 司	平成23年 6 月16日
田崎文博後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市北高松町3-3セ レナーデハイツ 401号	宮崎市清水3丁目2-35	平成23年 6 月22日
	会 計 責 任 者	渡 部 義 男	隈 元 浩 二	

## 3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
武田政英後援会	村 上 正 勝	武 田 真由美	串間市大字奈留5348	平成23年 6 月 1 日
「兵藤弘武」後援会	北 村 和 義	兵 藤 弘 武	児湯郡高鍋町大字北高鍋4623-9	平成23年 6 月 1 日
國盟政経塾	米 原 紘 一	水 崎 和 子	宮崎市大字芳士1024-15	平成23年 6 月 2 日
鴨川義見を育てる会	薬師寺 満洲國	鴨 川 妙 子	児湯郡木城町大字椎木3816	平成23年 6 月 3 日
田中守後援会	河 野 政 和	佐 藤 欣 一	日向市東郷町下三ヶ1234	平成23年 6 月 3 日
福留一郎後援会 (福一会)	亀 澤 恒 夫	繁 昌 一 夫	都城市下水流町3374-1	平成23年 6 月 3 日
池田たかし後援会	北 原 愛 子	伊 福 巖	児湯郡高鍋町大字北高鍋3556	平成23年 6 月 6 日
原田重治後援会	内 村 善 家	原 口 弘 子	北諸県郡三股町大字蓼池5206	平成23年 6 月 6 日
小川善太郎後援会	松 浦 豊	玉 田 美 幸	延岡市須佐町5059番地	平成23年 6 月 7 日
友美会	中 原 弘 務	美 原 とし子	都城市山之口町花木1426番地	平成23年 6 月 7 日
みんなで考える会	岡 本 和 子	宇 野 亮 子	宮崎市大橋1丁目 215番地	平成23年 6 月 8 日
岩崎ひさお後援会	高 橋 真 夫	草 野 新 平	日向市大字平岩6733	平成23年 6 月10日
明風会	甲 斐 利 夫	坂 本 佐代美	西臼杵郡高千穂町大字向山1848番池	平成23年 6 月10日
ゆあさ啓祐後援会	山 本 良 雄	塩 月 寛 美	延岡市東本小路 132	平成23年 6 月10日
前田公友後援会	前 田 公 友	前 田 宣 弘	都城市山之口町山之口2895	平成23年 6 月13日
清安会	大 村 輝 夫	竹 元 昌 行	都城市梅北町1829	平成23年 6 月15日
水浦達博後援会	水 浦 達 博	広 沢 健 次	宮崎市佐土原町上田島1828番地	平成23年 6 月17日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年 8 月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 武田政英後援会

(平成21年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成23年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称

「兵藤弘武」後援会

(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額		(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	0円	ア 経常経費	3,930円
ア 前年繰越額	0円	イ 備品・消耗品費	3,930円
イ 本年收入額	0円	ロ 政治活動費	13,350円
(2) 支出総額	0円	ハ 組織活動費	6,000円
		ニ 調査研究費	7,350円
政治団体の名称 國盟政経塾		合 計	17,280円
(平成21年分)			
1 収入・支出の総額		(平成23年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	14,784円
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	14,784円
イ 本年收入額	0円	ア 前年繰越額	14,784円
(2) 支出総額	0円	イ 本年收入額	0円
		(2) 支出総額	14,784円
(平成22年分)		2 収入・支出の内訳	
1 収入・支出の総額		(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	0円	ア 経常経費	3,750円
ア 前年繰越額	0円	イ 備品・消耗品費	3,750円
イ 本年收入額	0円	ロ 政治活動費	11,034円
(2) 支出総額	0円	ハ 組織活動費	6,000円
		ニ その他の経費	5,034円
(平成23年分)		合 計	14,784円
1 収入・支出の総額		政治団体の名称 福留一郎後援会 (福一会)	
(1) 収入総額	0円	(平成22年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	0円
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	0円
		イ 本年收入額	0円
政治団体の名称 鴨川義見を育てる会		(2) 支出総額	0円
(平成22年分)			
1 収入・支出の総額		政治団体の名称 池田たかし後援会	
(1) 収入総額	0円	(平成22年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	0円
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	0円
		イ 本年收入額	0円
(平成23年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円	(平成23年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	0円
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	0円
		イ 本年收入額	0円
政治団体の名称 田中守後援会		(2) 支出総額	0円
(平成22年分)			
1 収入・支出の総額		政治団体の名称 原田重治後援会	
(1) 収入総額	32,064円	(平成22年分)	
ア 前年繰越額	32,057円	1 収入・支出の総額	0円
イ 本年收入額	7円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	17,280円	ア 前年繰越額	0円
		イ 本年收入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	0円
(1) 収入の内訳			
カ その他の収入	7円	政治団体の名称 原田重治後援会	
合 計	7円	(平成22年分)	
		1 収入・支出の総額	0円
		(1) 収入総額	0円
		ア 前年繰越額	0円
		イ 本年收入額	0円
		(2) 支出総額	0円

(平成23年分)		(平成22年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	小川善太郎後援会	(平成23年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	政治団体の名称	ゆあさ啓祐後援会
政治団体の名称	友美会	(平成22年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	84,705円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	84,705円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	28,150円
(2) 支出総額	0円	2 収入・支出の内訳	
政治団体の名称	みんなで考える会	(2) 支出の内訳	
(平成22年分)		イ 政治活動費	28,150円
1 収入・支出の総額		(ア) 組織活動費	28,150円
(1) 収入総額	10,403円	合 計	28,150円
ア 前年繰越額	10,403円	(平成23年分)	
イ 本年収入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	56,555円
政治団体の名称	岩崎ひさお後援会	ア 前年繰越額	56,555円
(平成22年分)		イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	56,555円
(1) 収入総額	0円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出の内訳	
イ 本年収入額	0円	イ 政治活動費	56,555円
(2) 支出総額	0円	(ア) 組織活動費	48,250円
政治団体の名称	岩崎ひさお後援会	(カ) その他の経費	8,305円
(平成22年分)		合 計	56,555円
1 収入・支出の総額		政治団体の名称	前田公友後援会
(1) 収入総額	0円	(平成21年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	
イ 本年収入額	0円	(1) 収入総額	745,998円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	745,998円
政治団体の名称	岩崎ひさお後援会	イ 本年収入額	0円
(平成23年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額		政治団体の名称	前田公友後援会
(1) 収入総額	0円	(平成21年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	
イ 本年収入額	0円	(1) 収入総額	745,998円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	745,998円
政治団体の名称	明風会	イ 本年収入額	0円
(平成23年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額		(平成22年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	745,998円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	745,998円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
政治団体の名称	明風会	(2) 支出総額	0円

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	745,998円
ア 前年繰越額	745,998円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 清安会

（平成22年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	19,910円
ア 前年繰越額	19,910円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	19,910円
ア 前年繰越額	19,910円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 水浦達博後援会

（平成22年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 8 月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 異動届

○その他の政治団体

資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
木佐貫辰生後援会	公 職 の 種 類	三 股 町 長	三 股 町 長（候 補 者）	平成23年 6 月10日
佐藤紀子後援会	主たる事務所の所在地	都城市蓑原町1922の 3	都城市金田町2082－ 6	平成23年 6 月13日

2 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
水 浦 達 博	宮崎市議会議員 （候補者となろうとする者）	水浦達博後援会	水 浦 達 博	宮崎市佐土原町上田島1828番地	平成23年 6 月17日
鳥 飼 謙 二	宮崎県議会議員	あ お き 会	鳥 飼 謙 二	宮崎市新別府町前浜1401－105	平成23年 6 月23日

## 内水面漁場管理委員会指示

## 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第123号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成23年8月29日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染矢忠孝  
(定義)

- 1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である柵により構成されるものをいう。  
(漁場及び統数制限)
- 2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。  
ア 延岡市大貫町 大貫地先  
イ 延岡市岡元町 岡元地先  
ウ 延岡市北方町 川水流地先  
(行使内容の事前届出)
- 3 漁業権者は、操業開始日の1か月前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)に届出なければならない。  
(操業期間)
- 4 あゆやな漁業の操業期間は、平成23年10月1日以降落實を設置した日から連続する50日間とする。  
(採捕管理義務)
- 5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。  
(増殖義務)
- 6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。  
なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから7グラムとする。
- 7 漁業権者は、平成24年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。  
(指示の有効期間)
- 8 この指示の有効期間は、平成23年8月29日から平成24年6月30日までとする。

正 誤

平成23年7月6日付け県公報(号外第59号)中

ページ	誤	正
1	第※号	第59号

--	--